

実施方式	概要	流れ	スクリーニング	所属園の事前把握	未所属・市外園に所属する児への対応	メリット	課題
(集団健診) 集団方式	健康センター等において実施	1.健康課から保護者に案内・問診票回答の案内を送付する。 2.保護者がオンラインで問診票に回答する。 3.健康課で回答内容を確認し、対象者を選定する。 4.対象者に、健診案内を送付する。 5.保健センター等で集団健診を実施し（内容：個別観察・集団観察・相談・診察）、健診医が判定を行う。 6.健診結果に応じて、フォローアップを行う。	○	不要	不要	・多職種による支援を同日に提供できる。 ・保護者が健診に同席できる。	・市の指定した実施日にしか受診できない。 ・保護者が児の発達に課題を感じてなければ、対象になりにくい。 （健診を案内しても、受診に繋がらない）。 ・普段の園での様子が把握できず、担任の意見を反映しにくい。 （園への事前アンケート等で情報は把握できるが、活用しにくい。）
(集団健診) 巡回方式	医師・保健師・心理専門職等がチームを組み保育所等を巡回して実施	1.市内各園が、対象者リストを作成する。 2.所属園から保護者に案内・問診票を配布する。 3.保護者が問診票に回答し、園に提出する。 4.気になる児について、健康課と園で事前カンファレンスを実施する。 5.巡回チームが園を巡回し、園職員も同席して健診を実施する（内容：個別観察・集団観察）。医師が同行するのであれば、診察・判定を行う。 6.健診結果を踏まえ、チームと園で事後カンファレンスを実施する。 7.健診結果に応じて、フォローアップを行う。	×	必要	保健センター等で集団健診を実施	・保護者の認識に関わらず、全児が健診を受診できる。 ・多職種による支援を同日に提供できる。 ・普段の園での様子や担任の意見を反映しやすい。	・園の協力が不可欠だが、業務量が多い。 ・市内28園を年2回ずつ巡回するマンパワーの確保
(集団健診) 園医方式	保育所等における定期健康診断等の機会を活用し、実施	1.市内各園が、対象者リストを作成する。 2.所属園から保護者に案内・問診票を配布する。 3.保護者が問診票に回答し、園に提出する。 4.気になる児について、健康課と園で事前カンファレンスを実施する。 5.事前カンファレンスの内容を踏まえて、園医による健診を実施し、園医が判定を行う。 6.健診結果を踏まえ、チームと園で事後カンファレンスを実施する。 7.健診結果に応じて、フォローアップを行う。	×	必要	保健センター等で集団健診を実施	・保護者の認識に関わらず、全児が健診を受診できる。 ・普段の園での様子や担任の意見が反映しやすい。	・園医と園の協力が不可欠
(個別健診) 個別方式	個別医療機関において健診を実施	1.健康課から保護者に健診案内と診査録を送付する。 2.保護者が医療機関に直接予約を取る。 3.個別医療機関で健診(発達の評価を含む)を実施し、健診医が判定を行う。 4.発達にフォローが必要な児について、健康課に情報提供する。 5.健診結果に応じて、フォローアップを行う。	×	不要	不要	・かかりつけ医に相談できる。 ・プライバシーに配慮できる。 ・保護者が受診日時を選べる。	・医療機関の協力が不可欠 ・集団の様子が把握できない。